

総務常任委員会 摘 録

1. 開催日 令和6年3月15日(金) 第3委員会室
2. 出席委員 桂藤和夫委員長 坪田朋人副委員長 谷口隆明 坂本義明 福山権二 國利知史
3. 欠席委員 なし
4. 事務局職員 山根啓荘議会事務局長 植木佳那子議会事務局主事
5. 説明員 なし
6. 傍聴者 なし
7. 会議に付した事件
 - 1 意見書について
 - 2 その他

午後1時9分 開 議

○桂藤和夫委員長 ただいまから総務常任委員会を開会いたします。本会議におきまして、傍聴、写真撮影、録音録画を許可いたしております。

1 意見書について

○桂藤和夫委員長 本日の協議事項は、意見書についてということで、協議に入る前に事務局長から説明をしていただきます。よろしく申し上げます。

○山根啓荘議会事務局長 それでは協議事項の資料の説明をします。今回福山議員から意見書の提案がありました。それを前回はすぐ資料に載せさせていただいたのですが、事務局で見させていただいて、今回協議してもらう前に説明をさせていただきたいと思い、時間をいただきました。それでは資料01を見てください。今回、意見書は補充的な指示が主な内容になっておりますけれども、それについては、この資料01の第33次地方制度調査会の答申の中でうたわれています。資料01、19ページをご覧ください。役割分担の課題と対応の中の下、②国の補充的な指示があります。この答申でこういったことが必要ではないかと提案されたのが経過ということになっております。大規模な災害や感染症の蔓延等の国民の安全に重大な影響を及ぼす事態においては、国と地方公共団体が法令に基づき適切に役割分担して対応することが求められると。そういう中で、この点、国民の生命、身体または財産の保護のために措置が必要であるにもかかわらず、個別法の規定では想定されない事態が生じた場合には、国は地方公共団体に個別法に基づく指示を行うことができないとなっております。地方自治法上も地方公共団体の事務処理が違法でなければ、法的義務を生じさせる関与を行うことができず、個別法上も地方自治法上も十分に役割を果たすことができないという課題がある。こういう課題を受けて、このような場合には地方公共団体の事務処理が違法でなくても、地方公共団体において国民の生命、身体または財産の保護のために必要な措置が的確かつ迅速に実施されることを確保するため、国が地方公共団体に対し、地方自治法の規定を直接の根拠として、必要な指示を行うことができるようにすべきであると。まず、そういう答申をされたという経過があります。それを一つ押さえてほしい

というのと、それをもとに、地方自治法の改正案が作成されていったと。資料02をごらんください。意見書案の中にも出てきておりましたが、全国知事会会長の宮城県知事から、令和6年1月23日に自治法第33次地方制度調査会の答申の中でいろいろ盛り込まれたのだけれども、こういう点を踏まえてほしいということで、1、2、3を記載されています。1、国の補充的な指示については、事前に地方公共団体との間で十分な協議等を行うことによって安易に行使されないことがないよう現場の実情を踏まえ、コミュニケーションを図ること。2、地方自治の本旨にのっとり、目的達成のために必要最小限度の範囲とすること。3、国と地方公共団体の関係の特例として位置づけ、一般ルールと明確に区分すること。そういったことが知事会の要望として出されたというのが02の資料です。それから、資料03を見てください。3月1日に、地方政府が地方自治法の一部を改正する法律案を閣議決定しました。これは、その閣議決定を受けて全国知事会が発表したものです。先ほど02で説明した要望を受けて、政府に1月23日に要請したと。その結果、法律案では、国の補充的な指示について、国と地方公共団体との関係の特例として位置づけられ、必要な措置を講ずるよう努めなければならないなど、いろいろと規定されており、一定の配慮がなされたことは評価しますという内容になっています。ただし、今後、国会審議を経て制度創設に向かうところであるが、法律上必ずしも明記されていない点もあるので、地方自治の本旨に反し、安易に行使されないことが確実に担保されるよう、適切な協議・調整を行う運用の明確化などを強く求めると。資料04を見てください。資料04は地方自治法の改正案です。1ページ目は、地方自治法の一部を改正する法律案ということで、第213回となっております。現在審議中の案件です。アンダーラインを引いているのですが、地方自治法の一部を次のように改正するというので、第14章へ補充的な指示のことが書いてあります。8ページを見てください。8ページにマーカーを引いています。中段の第252条の26の5、各大臣は、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、または発生するおそれがある場合に、事態の規模、態様、地域の状況を勘案して、生命等の保護措置の的確かつ迅速な実施を確保するため特に必要があると認めるときは、というところが黄色のマーカーで、これは従来からあった文章です。1月23日の要望を受けて新たに加えられた、他の法律の規定に基づき、当該生命の保護の措置に関し必要な指示をすることができる場合を除き、というのは、結局、従来の個別法で規定してあるものはそれでいきますよ、だから反しませんよという総務大臣の答弁です。そういった場合を除きということと、さらに閣議決定を経てとか、1番下に緑で線を引いている、普通地方公共団体に対する資料または意見の提出の求めその他適切な措置を講ずるよう努めなければならない。こういったものを総務省としては加えたという内容となっております。資料05を見てください。総務大臣の令和6年3月1日の発表です。2ページ目に質疑応答があります。1番下から2行目のところです。問で、本日閣議決定された地方自治法改正案に盛り込まれた国の補充的な指示について、意義や想定される効果をお聞かせください。また、全国知事会側からは、国の指示は必要最小限に、などの要望や懸念も出ていましたが、地方側にどのように理解を求めていくのか。そして、国会審議を通じてどう懸念を解消していくのか、あわせてお願いしますと。これに対して大臣の答弁は、主なポイントだけブルーのアンダーラインを引いているのですが、この補充的な指示については、知事会等も含めた6団体から御意見をいただいております。こういった御意見も踏まえまして、本日閣議決定した法案では、その要件を、先ほど黄色で緑を引いていたところなのですが、国民の安全に重大な影響を及ぼす事態が発生し、または発生する恐れがある場合に、事態の規模、態様、地域の状況等を勘案して国民の生命等の保護の措置の的確か

つ迅速な実施を確保するため特に必要があると認めるとき、かつ他の法律の規定に基づき必要な指示をすることができる場合を除くこととしました。従来の法律に基づくところについてはそれですすよという理解だと思っておりますが、そういったこととしましたということや、手続きとして閣議決定を経ること、そして地方公共団体に対する事前の資料・意見提出の求め等適切な措置を講ずるように努めることとするといった適切な要件・手続きの設定をしているところでございます。このように、補充的な指示については分権改革によって設けられた国と地方の関係の一般ルールを尊重した上で、国民の生命等を保護するために国と地方を通じた的確・迅速な対応を必要な限度で可能とするものであると考えておまして、その趣旨や内容については丁寧に説明し、御理解いただけるようにしてまいりたいと思っておりますと3月1日に発表されている状況です。こういった状況を踏まえまして、委員会の中で御議論をいただきたいということで、資料をつけさせていただきます。説明は以上でございます。

○桂藤和夫委員長　　ただいま事務局長から補充的な説明をいただきましたので、協議に入りたいと思います。意見書につきまして、地方自治法改正法案に係る国の補充的指示の慎重審議を求める意見書案が福山議員より先日提出され、資料もお配りになられて検討してこられたと思います。今の事務局長の説明等も受けながら、これをどう委員会で取り扱うかという議論をすればと思っておりますので、意見のある方は挙手の上発言をお願いいたします。福山委員。

○福山権二委員　　この意見書を庄原市議会の総務常任委員会で検討するに当たって、資料をここまで議会事務局が親切につくられたということについては、大変敬意を表したいと思えます。改めて、議会事務局の説明を受けて、いかにこの地方自治法の改正を政府が考えていると。閣議決定をして、これを地方自治法の一部について、地方自治の一つの仕組みの中に、一つの道をつけると。つまり、さまざまな状況、危機管理の規程とか災害の規定とかがはっきりしていないけれども、とりあえず危ない。これは地方自治体に任しておけない。国が積極的に指示をして、段取りをしたほうがいいのだということ言うのは、極めて妥当性があるように見えるけれども、反面、国の地方自治体に対する介入というか、もっと言えば、もともとなくてもいいような範囲まで介入するというのは、きょう事務局長が示された文書を見ても、やはり危険だなと思う。今、既に閣議決定して、こういうものまで書いて、もうその法律をつくらうとしている。全国知事会についても相当な懸念を持っておられるということもはっきりしている。これは地方自治法、地方自治体の在り方について、非常に重要なことなので、こういうときこそ、全国の地方自治体が慎重審議をするようにと求めるのは、極めて自然なことであって、地方自治体の議会とすれば、当然したほうがいい問題だと思います。説明を聞いて、一層この意見書は庄原市議会として提出をしたほうがいいと改めて思いました。

○桂藤和夫委員長　　谷口委員。

○谷口隆明委員　　先ほどの総務大臣の話の中にもありますが、地方6団体からいろんな意見をいただいているということと、その基準というのは国が判断するのですよね。国が的確かつ迅速に確保するために必要と認めるときというのは、非常に判断が曖昧で、地方自治体に対していろんなことが言えるということは、国の裁量によって判断できるわけです。そういうのがほかにも、いろいろ今後出てくる可能性があります。あくまで地方自治体と国は対等、平等としっかり踏まえた上で、こういう曖昧な規定ではなくて、本当に必要ならば、慎重に審議してどういった場合かということも含めてやらないといけなと思う。全国知事会も、決してこれでいいと言っているわけではなく、いろんな懸念が

まだ残っているとやっている。そういう意味では、自治体として慎重審議を求めるということについては、全く否定しているのではない意見書なので、私はいいのではないかなと思いました。

○桂藤和夫委員長　ほかにありませんか。副委員長。

○坪田朋人副委員長　僕はいい悪いと言う前に、福山さんが出してくださった意見書が時系列的に言うと、全国知事会の閣議決定を受けての後になるので、文章を精査しないといけないかなとは思っています。読んでいる中にも、全国知事会の発言とかがあるのですけれども、国と地方の対等な関係が損なわれると懸念を示しているとありますが、これは損なわれる恐れがあるという文章がきちんとある。そういうところを部分的に見ると、表現が非常に強いところがある。全国知事会が後から出している、政府が出した、この大臣が言った内容ですよ。出すとしたら、地方自治法の一部を改正する法律案を閣議決定したというところの、閣議決定を受けての部分をしっかり読んで出さないといけないかなと思っています。僕としてはイエスもノーもなく、その内容自体をきちんと精査したいと思います。出す出さないは、皆さんでしっかり考えていただければいいかなと思っています。意見書は、慎重審議を求め意見書になっているので、出すとしたら、そこに一貫した内容にしたほうがいいかなと思っています。まず、この流れを受けてどうされるかをしっかり考えていただきたいと思います。

○桂藤和夫委員長　國利委員。

○國利知史委員　今回の局長の説明と、福山さんのつくってこられた案、それから、今いただいた皆さんの意見を考えると、意見書は私も賛成というか、出せばいいのではないかなとは思っています。今言われたように、案なのでこのまま出すわけではない。内容的には、出す方向がいいと思いますし、内容はこれから、また精査していけばいいのではないかなと思います。

○桂藤和夫委員長　坂本委員、いかがですか。

○坂本義明委員　まだしっかり検討する必要があるのかな。この場で決められる問題ではないと思う。意見としてはわかるけれども。

○桂藤和夫委員長　今意見書を出すべきだという意見と、出すにしてもこのままの文章ではいけないという意見、もう少し慎重に審査をした上で結論を出すべきだという方向の意見が出たと思います。どのように委員会として扱うか、皆さんの意見を聞かせてください。福山委員。

○福山権二委員　趣旨は、今、谷口委員から少し補足があったし、幾らかつかめたかと思っています。もちろん時系列で違うのは直せばいい。ただ、地方自治体の議会としてこの種のことが起きた場合には、地方自治に十分に携わっている我々が一定の見解を出して、慎重審議すべきだというぐらいのことを言うべきだと思っているのですよ。そうしないと、皆さんもそう思っていらっしゃると思うけれども、政府があんまり基準を決めずに危機的なこと、大事なことと言って、そういうときはできると言う、その判断は全部政府にある。こういうことを決めるときには、非常に厳格にやったほうがいいと思います。そういう意見書を庄原市議会の総務常任委員会の意思としてつくっていく、示していくということは大事なことだと思います。誰かが決めた後では遅いので、そういう審議を今国会でやっているうちに、慎重審議してくれ。この場で、いやそういうことはしなくてもいい、政府が言ったとおりにすればいい、国会に一任すればいいのだから地方自治体は黙っていたらいい、それにしたがったほうがいいということなのか。その態度は、ここですぐ決めてもいいと思うのです。そうしないと、こういう意見書を出そうかという議論のときに、今はよくわからないから先に延ばそうと言っていたら

議論にならない。ここの委員会の対応が決定できないので、皆さんで決めてくれと言えば、多数が出そうと言えばそれでいいのか。自分はこの決定について関与しないと言われるのなら、民主主義として、関与する人が決めるしかないと思いますけれども。

○桂藤和夫委員長 坂本委員。

○坂本義明委員 今の説明の中でもあったけれども、地方の声も聞きながらという話が出ているわけだから、そのあたりがどこまでになるかをきちんと判断したほうがいいのではないかと。早くすることもいいかもしれないけれども、あえて反対する必要もないと思う。意見書としてわかるけれども。

○桂藤和夫委員長 ほかにありませんか。総論的には、意見書を出すか出さないかという議論をまずして、結論を出した上で進めていかないと、あれもこれも言っているとまとまらないと思いますので。委員会として意見書を出すか出さないかという議論の中で、3人は出す方向で思っておられますけれども。福山委員。

○福山権二委員 これを書いたときと今ではほとんど情勢が変わってきているので、できるだけ直近の情勢に合わせて訂正します。ただ、当委員会とすれば、中央政府に庄原市の議会として、慎重審議を求めると出すことについては、ぜひ皆さんに賛同いただきたいと思います。

○桂藤和夫委員長 局長。

○山根啓荘議会事務局長 この意見書の中ではっきりさせておきたいことがあります。この間、私たちは、という段落、感染症や能登半島地震などを通して、国からの一方向な指示や介入だけでなく、現場の具体的な情報や自治体の取り組みと、それをさまざまな側面から支える国との協働や対等の議論こそ、有効な対策を進める力になってきたことを経験しています、と書いてあります。本市議会が新型コロナウイルスは何となくわかるような気がするのですけれども、能登半島地震とか、そういうことまで経験しているのですかと聞かれたら答えられるのですか。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 そういう批判が出れば、まさに批判のための批判だと思いますけれども、私たちはというのは日本国民全体としてという意味です。私が能登半島に行っていないから言えないとか、私が岩国基地に行っていないから岩国基地の機能強化に反対とか、その現場にいなかったから、こういうのが書けないということは全くない。私たちはというのは、日本国民、日本で働いている私たちはという意味です。新型コロナウイルスについても、今回の能登半島地震についても、国から地方に一方向的に指示や介入をしたのではなくて、現場の人がやはり中心になったと。熊本地震でも、国は早く体育館へ行けと指示をしたのだけれども、知事はまだ余震があるから、しばらく体育館ではなく、外へ出て待機しておいたほうがいいのかと意見が違ったのです。知事がそう判断した後、また地震が来て体育館が崩落し、体育館にいた人が死傷したということもあって、その地域のことはその地域の判断が最優先されると。これこそが地方分権の話で、そういうことも経験している。能登半島地域でも地震の状況をつぶさに行き見て、広島県からDMATも行ったりしています。その人の話も聞いたし、庄原日赤からも行かれていたのですよね。そういう人の話を聞いても、やはり国から地方ではなく、現地の声を聞いてあげないと。国がいろいろ準備をされても、結局役に立たなかったということもあります。それは総括もされているのでしょうが。庄原市議会の総務常任委員会が能登半島のことにかかわっているのかという議論は、思いとすれば、どうしてそういうところまで検討しないといけないのかという問題提起のほうが不自然だと思います。

- 桂藤和夫委員長 國利委員。
- 國利知史委員 今おっしゃったように、1番新しい情報でつくり直せばいい話だし、能登半島を経験しているところが気になるようでしたら、例えば認識しているとか、そういう形でも変えられます。ここの議論はこれを出すか出さないかだと思うので、その内容は後からでもいいのではないかと思います。
- 桂藤和夫委員長 まず意見書を総務常任委員会として出すか出さないかを決めたほうがいいのかなど思っておりますけれども、3人の方が賛成と。
- 坂本義明委員 認識が、この委員会だけの問題ではないだろうと思う。出そうとしたら、議員全員がどう思っているか、どう感じるかということがあるので、それはどのように扱うか。どのように判断するか。
- 桂藤和夫委員長 もう少し慎重に進めたほうがいいのかという御意見ですね。福山委員。
- 福山権二委員 これを出すときに、みんながどう思うかわからないから慎重に…。だからこれを出して、本会議で審議してもらおうのですよ。
- 坂本義明委員 本会議までにみんなに考えてもらって、それから出したほうが順番としてはスムーズなのではないか。いきなり出して、これを見て判断できるのだろうか。
- 福山権二委員 中央政府に慎重に取り扱えと。衆議院も参議院も各議会も慎重に扱って決めろということについては、オーケーなのですか。それが前提で、そのために出しているのだから、書き方はいろいろ変えてもいい。事前にみんなに周知しろと言われたら、本会議までに各会派も含めてやればいいのか。みんなの意見を聞いて、するとかしないとか駆け引きをしていたら間に合わない。
- 坂本義明委員 これはいつ出そうと思っているのか。いつみんなに了解を得ようとしているのか。
- 福山権二委員 21日最終日です。本会議に間に合わせようと思って今出しているのですから。
- 桂藤和夫委員長 かなりタイトな日程になります。今定例会はタイトな日程がずっと続いていますけれども。
- 福山権二委員 坂本委員、いろいろあるけれども、みんなに言って、みんながオーケーしないと出せないというものではありません。委員会が出そうと決めたら、この委員会のものが言ってもいいし、それぞれ会派もあるのだから言ってもらえばいいのです。ここの決定は、そうは言っても重いものなので、総務常任委員会で決めたのなら、皆さんも賛成しようと普通はなるので。
- 桂藤和夫委員長 委員会を出すか、委員会が出さないとすれば、個人で出してもらうことになるかもしれませんが、とりあえず委員会として出すか出さないか。委員会で取り扱って、委員会の意見書として提出するのか、委員会では出さずに、個人で出していただくかのどちらかになるだろうと思います。今ちょうど国会も会議中で、いろいろ審議中というのも踏まえて、私自身も十二分に頭に入っていない部分もあるので、いろんな問題点をはらんでいるかもしれません。とりあえず総務常任委員会としてどうするのか。意見書を出すか出さないかをまず決めさせていただいて、文書については、集まってもらうことになれば月曜日ぐらいしかありません。
- 福山権二委員 要するに、中央政府、国会も政府もこういうことを決めるときには、十分に地方の意見を聞いて慎重にやってくれと。危険性があるという意見が6団体からあるわけだから。今政府はやりやすよと言っていると。地方自治体の議会からきちんとやってくれというのがたくさん出るほうが、政府に検討を求める力も多くなる。そういうことには、地方議会は絡んだほうがいいと思う。

○桂藤和夫委員長 局長。

○山根啓荘議会議務局長 福山議員が前回、他の市議会でも出していると言われたのですが、それほどいうところがあるのでしょうか。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 私は全国的な交流もしているのですが、こういう意見書をぜひ出そうというところも多いと聞いているし、その準備をしているということもたくさん聞いております。今、現時点で全国の全部の自治体の中で、こことこことこは完全に出すと、もう審議しているということを、この場で証明しろと言われたら難しいです。

○桂藤和夫委員長 局長。

○山根啓荘議会議務局長 県内の自治体でどこか出すとか何か聞いておられれば、情報提供してあげたらいいのではないかと思います。

○福山権二委員 県内でどこが出すかというのは、まだ聞いていません。よそが出しているのだから、この意見書は正当性があるから出すということもいいのですけれども、この庄原市の議会として判断をしてもらえればと。出すとしてももらえれば1番いいのですが。事務局長が心配されるような、どこどこが出しているのか、きちんとあるかと言われたら、すぐには言えません。ただ、全国的に準備しているところはあると聞いています。

○桂藤和夫委員長 谷口委員。

○谷口隆明委員 この総務常任委員会も含めて、例えば原発再稼働をやめる意見書とかいろいろ委員会を出しています。これも庄原市議会の意思なので、確かに他の自治体のことも気になるかもしれませんが、総務常任委員会で同意できればできることです。それから、先ほど言いましたように、内容について6団体や知事会も含めて、まだ懸念が残っていると言っているわけです。庄原市議会として、そうした声もしっかり聞いてより一層慎重な審議を尽くされるように求めるものです。こうしたことはやってはいけない、全く反対だという意見書ならば、確かになかなか同意が難しいかもしれませんが、きちんと慎重に審議をして、みんなが納得できるような方向に求めているものなので、そんなに難しく考えることはないと思います。これをしたからといってそんなに…。庄原市議会のみんなですらそういう思いになれば議決すればいいし、同意を得られなければそれは同意を得られなかったと。そういうことをやはり総務常任委員会としては、提案して全くおかしくないと思います。

○桂藤和夫委員長 ほかに意見ございませんか。局長。

○山根啓荘議会議務局長 全会一致で委員会として出すということになるのでしょうか。それとも多数決をとられるのでしょうか。通常でしたら全会一致かと。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 基本的には全会一致ですね。だから1人でも反対されたら、この委員会での意見書を出す合意が取れなかったと。多数決で決めるのはあまりよくないです。私としても出すときに、これは総務常任委員会に出したほうがベターだと。委員会としての見識にも係ることだし、初めから1人で出したほうがいいと思うのなら、賛成者を2人ぐらいつくって出せばいいのだから。委員会を出すということが非常に大事なことだと思っております。庄原市は、谷口さんが言ったように、松江原発の再稼働に反対する決議を中国地方で唯一しました。それから検察庁法案の関係についての慎重審議の意見というの、全国で庄原だけだったとか。中国新聞も相当評価してくれました。そういう

こともあって、別によそがしていないことをしたからいいということはないのだけれども、そういうことはきちんとしたほうがいいのではないかと思います。

○桂藤和夫委員長　　今の意見では、意見書を出すべきだという声が強いわけですけれども、全会一致になるかどうかというのは微妙です。坂本委員、出す方向でよろしいですか。それとも、少し待てよということになれば、全会一致にならないということになると思うのですけれども。

○坂本義明委員　　先ほどから言っているように、他の人にもわかるようにしておいたほうがいいなど。これをして、もちろん反対する人はいないかもしれない。いいよと言うかもしれない。あれはしたほうがいいなど。それを認めるのなら、それは悪いことではない。検討を慎重にしてくれということとは当たり前のことだから、それはおかしいと思っていない。それを反対ととるかはそのとり方よ。

○桂藤和夫委員長　　福山委員。

○福山権二委員　　こう出すから賛成してくれという話はやります。その辺の条件がクリアできれば、オーケーということでしょうか。難しいのなら、難しい中身を言ってもらっておかないと時間がないではないですか。副委員長もここを直したらいいとか、全面的にいけないとか、ここを加えたほうがいいのか、あれば出してください。十分応えますので。

○坂本義明委員　　要点をまとめたほうが読む方も判断しやすいし、送った先もそういうことを言っているのがわかるほうがいいのかと思う。

○坪田朋人副委員長　　出す場合に、福山さんの今の話を伺っていると、内容として、知事会とかの意見だと読みやすかったり、言っていることの趣旨が伝わりやすかったりするのです。そういう点の配慮があるかどうかというところがすごく不安です。

○福山権二委員　　書き方は変えたらいいです。知事会でもどこでもいいですよ。ただ、こういう大事なことを決めるときには、ぜひもっと慎重にやってくれと。危険性がありますよと言おうということですよ。このように書いたほうがいいのかと思われるなら、副委員長が書いて送ってもいい。そもそも、こういうことを慎重に審議せよというものを出すことに、副委員長は反対なのかどうか。

○桂藤和夫委員長　　副委員長。

○坪田朋人副委員長　　今見ている中でも、庄原市単独として出すという面もありますし、知事会として出されているのですけれども、どこかの一つの県が出しているとかはないのですよ。ほかのところを見ると、弁護士会とか、あとは政令指定都市の市長会みたいなところ、取りあえず3つは見ました。ほかのところはわからないのですが、単市として出しているところがなかったり、市長として出していなかったりという部分があるので、その判断が今まだ迷っている段階ではありますね。

○桂藤和夫委員長　　國利委員。

○國利知史委員　　今、副委員長が言われたことはわかるのですけれども、谷口さんとかが言われたように、どこかが出していないから出したらいけないとか、そういうレベルの問題ではないと思っています。僕がきょう、これを見て判断したのが、国民、庄原市でいうと庄原市の市民が、一刻も早く何とかしないとイケない状況に陥ったときに、やはり市だけの判断よりは国が入ってきたほうが判断早くなって、緊急事態での対応がしやすくなる場合ももちろんあると思うのです。ただ、国が入り過ぎることによって、地方分権が侵害されたり、地方自治が後退したりという恐れがあるから、そこを国が入り込み過ぎないように、しっかり議論して制度を整えてくださいよという意見だと思うのです。こういう地方分権とか地方自治にかかわることであれば、個人が出すより、この委員会として全会一致

で出そうという意思を固めて、そこから市議会全体で納得した上で出したほうが良いと思います。この趣旨を理解して、ほかの自治体が出していないから出さないとか、ほかの例がないから出さないというレベルの問題ではないのではないかなと僕は判断しました。

○桂藤和夫委員長 坂本委員。

○坂本義明委員 実際は、コロナ対応のときに政府がもたもたしたことが、根本的にあるのではないかと感じる。東北の震災についても、当時の政府がもたもたして突拍子もないことをやって、結果的に大きな問題になったこともある。そこらも踏まえて、過度な采配はしてもらわなくてもいいけれども、地方自治へしっかり意見を聞きながらやってくれということを前面に打ち出しているのなら、知事会の村井さんが言ったのと一緒。そういう感じのものでいいのではないかな、文言としては、それならばいいのではないかな。

○桂藤和夫委員長 副委員長。

○坪田朋人副委員長 ほかのところがどうのこうのと言っていたのは、福山さんが、他市もみんなやっているからうちもやりましょうみたいな感じで言われたことがあったので、判断材料の一つとして言いました。そこで決めるわけではなくて、そういう懸念もあり、判断材料として考えているところなので、そこを責められてもとは思いますが。あとは、内容が、提案理由のところでも、国と地方の関係を否定するものであるみたいなどころがあります。内容はどうとでもできますからと福山さんはおっしゃいますけれども、ここら辺は変えられるのかということもあります。副委員長がつくれればいいみたいなことをおっしゃいましたけれども、福山さんから提案されていることなので、原案をつくっていただきたいと思うのですけれども。

○桂藤和夫委員長 福山委員。

○福山権二委員 思いはありますが、提案理由はいかように変えてもいいですよ。この趣旨が生きるように、危険性があるとか、十分に慎重にやってくれというのは変えることもできる。ただ、庄原市議会として、この種の意見書を幾らか直しても、慎重に審議してくれというものは出したほうが良いと思うので、そのことに副委員長も同意してもらえれば、それでいいと思うのです。

○桂藤和夫委員長 副委員長。

○坪田朋人副委員長 文書のメインが慎重審議を求めるということで、この慎重審議の真意もきちんと伝わればいいのではないですか。慎重審議の真意はどこなのですか。

○福山権二委員 慎重審議の真意は、慎重にあらゆることを十分に考えて、今の憲法のこと、地方自治体の地方自治法のこと、これまで地方分権一括法を決めてきた経過のこと、あるいはその地方自治体の合併で今いろんな人が悩んでいること、全てのことを考えて慎重にやれということです。慎重ということについては、まさに慎重に、早急にやることはない。やっちはいけない、慎重にやってくれということです。よろしいですか。

○桂藤和夫委員長 ほかに何か御意見ございますか。

○坪田朋人副委員長 みなさん、いいとおっしゃいますので、この枠を外れないようにやっていただければいいのかなと思います。

○桂藤和夫委員長 意見書を出すという方向で皆さんの賛同を得たという形でよろしいでしょうか。もう一度集まったほうがよければ、國利委員。

○國利知史委員 スケジュール的に、あと2日と言われましたか。月曜日には正式なものが欲しいとか

ですか。委員会として出すのなら、委員会をもう1回開いてみてもらって、オーケーでないとまずい
と思います。つくってもらうのは2人でいいと思うのですけれども。

- 桂藤和夫委員長 事前につくったものを送ってもらって、意見を集約して直すところを直して、
正式なものをつくるかですけれども。
- 福山権二委員 これでもいいかと委員長に見せます。みんなに送ろうと言えば事務局を通じて送る。
- 桂藤和夫委員長 パソコンへ送ってもらって、意見を集約して最終案をつくって出すと。18でいいで
すか。午後でもいいです。午後にしましょうか。意見書の原案をいつごろまでに送ってもらえますか。
- 國利知史委員 福山さんがつくられるのではないですか。1回議会事務局に送ってから、それぞれに
送るのでないとだめなのですね。直接送るのはまずい。
- 福山権二委員 17日に私からみんなに送ってもいい。
- 桂藤和夫委員長 局長もいろいろ資料をつくってくださっているのです、事務局へまず送ってもらって、
そこから発信をしてもらいます。
- 福山権二委員 18日の何時からですか。
- 桂藤和夫委員長 午後1時はどうでしょうか。18日午後3時。いろんな意見をいただきましたけれど
も、意見書を出すという方向で検討に入りたいと思います。またいろんな意見を聞かせていただきな
がら、何とか出せるように努力させてもらいます。國利委員。
- 國利知史委員 福山さんが原案をつくって、すぐ局長に送って、それを祝日絡めなくても送ってきて
もらえるということですか。だから18日に、こうしたほうがいいというのを持ち寄って、そこで決定
という感じですか。
- 桂藤和夫委員長 御理解いただけましたか。いろんな意見をお聞きしましたけれども、しっかりよく
考えていただいて、意見書を出すという方向で考えていただきたいと思います。それでは以上で本日
の総務常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

午後2時8分 散 会

庄原市議会委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

総務常任委員会

委員長